

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

改 正 案

現 行

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第一百六条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 （略）

（保険会社の子会社の範囲等）

第五十六条の二 法第一百六条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇九 （略）

（新設）

九の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

一一十三 （略）

二十四 自らを子会社とする保険会社、その子会社である保険会社

、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「親保険会社等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親保険会社等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

一一十三 （略）

二十四 自らを子会社とする保険会社、その子会社である保険会社

、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「親保険会社等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該親保険会社等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該親保険会社等又は当該買取会社のためにこれらの中の債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行ふ業務

務を行う業務

二十五・二十六 (略)

2 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第一項（定義）に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号（業務の範囲）に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準を全て満たす場合に限る。）

五の三～四十七 (略)

3～10 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第一百十条の七 (略)

2 法第二百七十一条の一十一第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～九 (略)

九の二 他の事業者が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

二十五・二十六 (略)

2 法第百六条第二項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～五 (略)

五の二 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百二十六号）第二条第一項（定義）に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号（業務の範囲）に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、金融庁長官の定める基準をすべて満たす場合に限る。）

五の三～四十七 (略)

3～10 (略)

(保険持株会社の子会社の範囲等)

第一百十条の七 (略)

2 法第二百七十一条の一十一第一項第二号イに規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一～九 (略)

(新設)

十一三(醫)

二十四　自らを子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社
、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「兄弟保険会社等
」といつ。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収
のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟保険会社
等のために当該債権の担保の目的となつている財産を適正な価格
で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に
関し必要となる事務を行う業務

十一（器）

「十四　自らを子会社とする保険持株会社の子会社である保険会社、銀行又は長期信用銀行（以下この号において「兄弟保険会社等」という。）が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合又は金融機関が共同で出資し設立した不動産担保付債権の買取会社（以下この号において「買取会社」という。）が当該兄弟保険会社等から買い取った不動産担保付債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該兄弟保険会社等又は当該買取会社のためにこれらの債権の担保の目的となつている不動産を適正な価格で購入し、並びに購入した不動産の所有及び管理その他当該不動産に関し必要となる事務を行う業務

一十五·一十六（略）

（器）十六・十五・十四